

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

- 第 50 条の 2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令又は消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。
- 2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

【予防規則】

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

- 第 2 条の 3 条例第 50 条の 2 第 3 項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、令別表第 1 (1) 項から (4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項、(9) 項イ、(16) 項イ、(16 の 2) 項及び (16 の 3) 項に掲げる防火対象物で、法第 17 条第 1 項の政令で定める技術上の基準に従って、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第 4 条第 1 項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。
- 2 条例第 50 条の 2 第 3 項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(公表の手続)

- 第 2 条の 4 条例第 50 条の 2 第 1 項の公表は、前条第 1 項の立入検査の結果を通知した日の翌日から起算して 14 日（奈良県広域消防組合の休日を定める条例（平成 26 年条例第 1 号）第 1 条第 1 項の組合の休日を除く。）を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間の公表の方法は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 公告式条例第 2 条第 2 項に定める組合の事務所前の掲示場及び奈良県広域消防組合管轄内の消防署の掲示場への掲示
- (2) 奈良県広域消防組合のホームページへの掲載
- 2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 前条第 2 項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第 2 項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）
- (3) その他消防長が必要と認める事項

【消防長告示】

○奈良県広域消防組合消防法に違反する防火対象物の公表に関する要綱

平成 29 年 4 月 25 日消防長告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、奈良県広域消防組合火災予防条例（平成 26 年条例第 51 号）第 50 条の 2、奈良県広域消防組合火災予防規則（平成 26 年規則第 36 号。以下「規則」という。）第 2 条の 3 及び第 2 条の 4 の規定に基づき消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に違反する防火対象物の公表（以下「公表」という。）について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、奈良県広域消防組合火災予防査察規程（平成 28 年消防長訓令甲第 1 号。以下「規程」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公表該当違反 規程第 21 条第 1 項の規定に基づき関係者に交付する立入検査結果通知書（以下「立入検査結果通知書」という。）により通知した不備に関する事項のうち、規則第 2 条の 3 第 2 項の規定により定めた違反の内容に該当するものをいう。
- (2) 公表予定日 公表該当違反に係る通知を行った日の翌日から起算して 14 日（奈良県広域消防組合の休日を定める条例（平成 26 年条例第 1 号）第 1 条第 1 項の組合の休日を除く。）を経過した日をいう。
- (3) 公表対象物 現に公表該当違反を公表している防火対象物をいう。
- (4) 公表事務 公表するために実施する公表該当違反の通知、公表に係る防火対象物の関係者（以下「関係者」という。）に対する公表する旨の周知、公表の決定及び防火対象物を利用しようとする者（以下「利用者」という。）への情報提供に関する事務をいう。

(責務)

第 3 条 消防長及び消防署長は、利用者が利用しようとする防火対象物の防火安全性に関する情報を確認できるよう、公表を適正に行わなければならない。

(指導及び調整)

第 4 条 消防長は、消防署長（以下「署長」という。）に対し、公表事務について指導、助言及び調整を行うものとする。

(公表該当違反の取扱い)

第 5 条 規則第 2 条の 3 第 2 項に規定する「屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。」とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備について設置義務（消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 8 条及び第 9 条の適用を含む。）があるにもかかわらず、当該設備（これらの設備に代えて用いることができる令第 29 条の 4 第 1 項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を含む。）を構成する機器が一切設置されていないものとする。ただし、令第 32 条の適用及び消防法令の規定により代替となる設備が設置されている場合はこの限りでない。

(公表の手続)

第 6 条 査察員は、防火対象物の立入検査において、公表該当違反があると認めた場合は、関係者に対して、立入検査結果通知書により違反の是正指導に加え速やかに公表を予告するとともに、規程第 22 条に規定する改修（計画）報告書及び安全対策に関する計画書（以下「改修（計画）報告書等」という。）の提出を求めるものとする。

2 査察員は、前項の立入検査結果通知書を交付した場合は、公表調査報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる資料を添付し、署長に報告するものとする。

- (1) 立入検査結果通知書の写し
- (2) その他署長が必要と認める資料

3 署長は、前項の報告を受けた場合は、防火対象物の公表を決定し、関係者に対して、公表予定日の7日前までに、公表通知書（様式第2号）により公表する旨を通知し、受領書（様式第3号）に署名を求めるものとする。ただし、受領拒否等の事由により直接交付できない場合は、公表通知書を配達証明郵便により送付するものとする。

4 署長は、関係者に対し、前項の規定による公表通知書による通知を行った場合は、速やかに公表該当違反報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる資料を添付し、消防長に報告するものとする。

- (1) 公表通知書の写し
- (2) 立入検査結果通知書の写し
- (3) その他消防長が必要と認める資料

5 消防長及び署長は、公表該当違反が公表予定日までに改善されなければ、公表するものとする。

（委任）

第7条 この要綱の実施について必要な事項は、予防部長が別に定める。

【解釈及び運用】

1 制定主旨

本条は、重大な消防法令違反のある防火対象物について、利用者等に当該防火対象物の危険性に関する情報を公表し、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促すものである。

2 命令を行った場合の公示との違い

違反対象物に対して消防機関が命令を行った場合、その対象物等に関する命令内容を公示することになるが、命令に係る公示に至るまでには相当な時間を要することから、その間、当該防火対象物の危険性に関する情報が利用者等に提供されない状況となる。

このため、違反処理とは別の情報公開制度の一環として、早期に違反を公表するため本条を規定したものである。